

第十一節 出願と同時にする手続の方式

I 発明の新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合

1. 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続（特30(2)(3)）

- (1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載します。
- (2) 証明書の提出は「新規性の喪失の例外証明書提出書」（特施規27の3の2、様式第34）に証明書を添付して行います。
なお、証明書の提出は出願の日から30日以内にしなければなりません。
- (3) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「新規性喪失の例外の適用を受ける旨を記載した書面」及び「新規性喪失の例外の適用を受けることができる発明であることを証明する書面」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。
- (4) 国内優先権の主張を伴う出願の場合に、先の出願について提出した「新規性喪失の例外の適用を受けることができる発明であることを証明する書面」で、変更を要しないときは、その旨を願書に記載してその提出を省略することができます（特施規31(1)）。
- (5) 新規性の喪失の例外証明書の提出期間を徒過した場合の救済措置

証明書の提出期間内に新規性の喪失の例外証明書を提出することができない場合であっても、証明書を提出する者にその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間経過後6月以内に限り新規性喪失の例外証明書の提出が認められます（特30(4)）。

その際、上申書又は新規性喪失の例外証明書の【その他】の欄において、当該手続をすることができなかった理由が「出願人等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

〔記載例〕

【書類名】	特許願
【整理番号】	P○○○○○○○-○○
【特記事項】	特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする特許出願
【提出日】	平成○年○月○日

〔記載例〕「新規性喪失の例外の適用を受けることができる発明であることを証明する書面」
の提出を省略する場合

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	図面	1
【物件名】	要約書	1
【物件名】	新規性喪失の例外の適用を受けることができる発明であることを証明する書面	1

【援用の表示】 変更を要しないため省略する。

第十一— 1 節 優先権主張に関する手続

I パリ条約による優先権を主張する場合

1. 優先権の主張

- (1) パリ条約の同盟国において正規に特許出願又は実用新案登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国に出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有します（パリ条約4条A(1)）。
- (2) 上記の優先期間は、特許及び実用新案については12月です（パリ条約4条C(1)）。

2. 優先権の主張の効果

上記の期間満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けません。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせません（パリ条約4条B）。

3. 優先権の主張の手続（特43(1)(2)(3)、43の3(3)）

- (1) パリ条約による優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初の出願をした国名及び出願の年月日を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を最先の優先日（優先権主張（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う場合を含む。）の基になる出願のうち最先の出願の出願日）から1年4月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出しなければなりません。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、上記優先日から1年4月、もとの出願の日から4月又は新たな出願の日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）です。

「優先権主張書」（特施規則27の4(2)、様式36の2）の「【優先権の主張】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」と記載し、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて国名及び出願日を必ず記載します。また、優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載します。

なお、当該特許出願の願書の「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、当該事項を記載して「優先権主張書」の提出を省略することができます（特施規則27条の4第3項）。

- (2) 証明書の提出は、「優先権証明書提出書」（特施規則27の3の3、様式第36）に証明書を添付して行います。

なお、証明書の提出は優先日（優先権主張（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う場合を含む。）の基になる出願のうち最先の出願の出願日）から1年4月以内に提出しなければなりません（特43(2)）。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、

上記優先日から1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日までです（特44(3)、46(6)、46の2(5)）。この期間内に優先権証明書を提出できなかった場合は、以下のとおりになります。

(i)平成27年改正法

上記(2)の期間内に証明書の提出がない場合は、その旨の通知を送付します（特43条(6)）。通知を受けた者は、通知から2月以内に限り証明書を提出することができます（特43(7)、特施規27の3の3(5)）。

また、通知から2月以内に証明書を提出できない場合でも、通知を受けた者の責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内かつ通知の送付により証明書を提出できた期間の経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。通知を受けた者の責めに帰することができない理由が証明書を発行すべき官庁の事務の遅延による場合には、証明書を入手した日から1月（在外者は2月）以内に限り提出することができます（特43(8)、特施規27の3の3(6)）。

その際、上申書又は優先権証明書提出書の【その他】の欄において、当該手続をする事ができなかった理由が「提出する者等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

なお、平成28年3月31日以前に特許法第43条第2項に規定する期間を経過している特許出願にはついては当該規定は適用されず、従前の例によります（平成27年改正法附則第2条）。

(ii)平成26年改正法

上記(2)の期間内に提出できない場合において、提出する者がその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内かつ期間の経過後6月以内に限り証明書を提出することができます（平成27年改正前特43(6)）。その際、上申書または優先権証明書提出書の【その他】の欄において、当該手続をする事ができなかった理由が「提出する者等の責めに帰することができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載し、その記載した事実を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。

なお、当該規定の適用は、平成27年3月31日以前に特許法第43条第2項に規定する期間内に優先権証明書の提出がなかった場合には適用されません（平成26年改正法附則第2条）。

証明書を上記(2)に記載した期間内に提出しない場合は、当該優先権の主張はその効力を失います（特43(4)）。

(3) 優先権証明書の提出を省略できる場合（特43(5)）

① 第一国出願がアメリカ合衆国、大韓民国及び欧州特許庁の場合（特施規27の3の3(2)①）

優先権証明書提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)①）。【パリ条約による優先権等の主張】の欄に【出願番号】を記載して当該書面の提出を省略することができます（特施規27の4(3)）。出願番号は定められたとおりに記載しなければなりません（第7章 出願手続Q&A 問1参照）。なお、アメリカ合衆国についてはS B / 39の書面を事前にアメリカ特許商標庁に提出している

ことが必要になりますのでご注意ください。

- ② 第一国出願についての優先権証明書を既にアメリカ合衆国又は欧州特許庁に提出している場合（特施規27の3の3(2)②③）

優先権証明書提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号、電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名及びその国において優先権証明書を提出した出願の番号を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)②）。【パリ条約による優先権等の主張】の欄の【出願番号】の次に【優先権証明書提供国（機関）】及び【提供国（機関）における出願番号】の欄を設けて、当該提供国（アメリカ合衆国又は欧州特許庁）及び当該出願番号を記載して、当該書面の提出を省略することができます（特施規27の4(3)）。なお、アメリカ合衆国については、S B / 3 9の書面を事前にアメリカ特許商標庁に提出していることが必要になりますのでご注意ください。

- ③ デジタルアクセスサービス（DAS）を利用して優先権証明書を世界知的所有権機関を通じて提出する場合（特施規27の3の3(2)④⑤）

優先権証明書提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号、出願の区分、アクセスコード、電磁的方法により特許庁長官に提供する国際機関の名称を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)③）。【パリ条約による優先権等の主張】の欄の【出願番号】の次に【出願の区分】及び【アクセスコード】を設けて、それぞれ優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」「実用新案」の別）及びアクセスコードを記載し、その次に【優先権証明書提供国（機関）】の欄を設けて「世界知的所有権機関」と記載して、当該書面の提出を省略することができます（特施規27の3(3)）。なお、アメリカ合衆国にした出願の場合は、S B / 3 9の書面を事前にアメリカ特許商標庁に提出していることが必要になりますのでご注意ください。

- (4) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する旨並びに最初の出願をした国名及びその出願の年月日を記載した書面」及び「パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の優先権証明書」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。

II パリ条約の例による優先権を主張する場合

1. パリ条約の例による優先権の主張（特43の3）

(1) パリ条約の同盟国に該当しない国であって、世界貿易機関の加盟国、又は日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしている特許庁長官が指定した国（「特定国」）のいずれかにおいて正規に特許出願又は実用新案登録出願をした者又はその承継人は、我が国への後の出願をすることに関し、パリ条約の優先権と同様の優先権の主張ができます（特43の3）。

(2) パリ条約の例による優先権の主張の効果及び優先権主張の手続は、パリ条約による優先権の場合と同様です。

(3) 優先権証明書の提出を省略できる場合（特43(5)）

① 台湾を第一国とする優先権主張の場合（特施規27の3の3(2)④）

優先権証明書提出期間内に、優先権の主張の基礎とした出願の番号、出願の区分、アクセスコード、電磁的方法により特許庁長官に提供する国の名称を記載した書面を提出しなければなりません（特施規27の3の3(3)③）。【パリ条約による優先権等の主張】の欄の【出願日】の次に【出願番号】、【出願の区分】、【アクセスコード】、【優先権証明書提供国（機関）】の欄を設けて、D A Sの場合と同様に記載して、当該書面の提出を省略することができますが、【優先権証明書提供国（機関）】の欄は必ず「台湾」と記載してください。

2. パリ条約の例による優先権の主張（特43の2）

(1) パリ条約の規定により特許出願について優先権を主張（特許法第43条の3の規定によるパリ条約の例による優先権の主張を含む。）しようとしたにもかかわらず、優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があるときは、当該優先権の主張の優先期間の経過後2月以内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、その特許出願について優先権を主張することができます。

特許願の【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む）の規定による優先権の主張」と記載して出願するとともに、当該優先権の主張の優先期間の経過後2月以内に、その出願をすることができなかった理由を記載した回復理由書を提出しなければなりません（特施規27の4の2(7)）。回復理由書には、正当な理由があることを証明する書面を添付して提出しなければなりません。

(2) 優先権主張書の提出期間は、当該優先権の主張に係るパリ条約第4条C(1)に規定する優先期間の経過後2月以内です（特施規27の4の2(3)④）。

(3) 優先権証明書の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様です。

※平成26年改正法が平成27年4月1日に施行され、パリ条約による優先権の主張（パリ条約の例による優先権の主張を含む。）の手続期間が新たに規定されましたが（特許法第43条第1項（同法

第43条の3第3項において準用する場合を含む。))、当該規定の適用はこの法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、従前の例によります（平成26年改正法附則第2条）。

※特許法第43条の2（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定するパリ条約の例による優先権の主張は、平成26年改正法の施行前にした特許出願に伴う優先権主張については適用されません（平成26年改正法附則第2条）。

〔記載例〕（優先権主張書を提出し優先権を主張する場合）

【書類名】 優先権主張書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願の表示】
【出願番号】 特願2000-000000
【特許出願人】
・
・
【代理人】
【識別番号】 100001235
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関X丁目X番9号
【弁理士】
【氏名又は名称】 特許 芳郎
【優先権の主張】
【パリ条約による優先権等の主張】
【国名】 アメリカ合衆国
【出願日】 2000年00月00日
【出願番号】 12/123, 456

※ 優先権主張書はオンライン手続で行うことはできません。

〔記載例〕（特許願の願書に優先権を主張する旨を記載する場合）

【代理人】

【識別番号】 1 0 0 0 0 1 2 3 5

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関X丁目X番9号

【弁理士】

【氏名又は名称】 特許 芳郎

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 アメリカ合衆国

【出願日】 2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

【出願番号】 1 2 / 1 2 3 , 4 5 6

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】 0 0 1 9 3 1）

（【納付金額】 1 4 0 0 0）

〔記載例〕（優先権証明書を既にアメリカ合衆国又は欧州特許庁に提出している場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 〇 〇 〇 〇 〇 〇

【出願日】 2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

【出願番号】 □ □ □ □ □ □

【優先権証明書提供国（機関）】 「アメリカ合衆国」又は「欧州特許庁」と記載

【提供国（機関）における出願の番号】 1 0 / 1 2 3 , 4 5 6

〔記載例〕（デジタルアクセスサービス（DAS）を利用する場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 〇 〇 〇 〇 〇 〇

【出願日】 2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

【出願番号】 □ □ □ □ □ □

【出願の区分】 特許

【アクセスコード】 △ △ △ △

【優先権証明書提供国（機関）】 世界知的所有権機関

〔記載例〕（台湾を第一国とする出願の場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】 台湾

【出願日】 2000年00月00日

【出願番号】 □□□□□□

【出願の区分】 特許

【アクセスコード】 △△△△

【優先権証明書提供国（機関）】 台湾

Ⅲ 特許出願等に基づく優先権を主張する場合

1. 特許出願等に基づく優先権の主張

(1) 特許出願等に基づく優先権を主張できる者

先の出願の出願人（承継人を含む）（特41(1)）。

(2) 特許出願等に基づく優先権の主張を伴う出願をすることができる期間

先の出願を基礎に優先権の主張ができる期間は、先の出願の日から1年です（特41(1)①）。

ただし、平成26年改正法により、先の出願の日から1年以内に出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、先の出願の日から1年2月以内にその特許出願をしたときは、優先権を主張することができることとなりました（特41(1)①括弧書）。

(3) 特許出願等に基づく優先権の主張の基礎とすることができる先の出願

先の特許出願又は実用新案登録出願は、次に掲げる場合を除き、優先権の主張の基礎とすることができます。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、特許出願の際に、その者の承諾を得ている場合に限られます（特41(1)）。

① 先の出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合。

② 先の出願がその特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合。

③ 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合。

④ 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案登録の設定の登録がされている場合。

2. 特許出願等に基づく優先権の主張の効果

後の出願に係る発明のうち先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載されている発明について、その発明に関する特許要件（先後願、新規性、進歩性等）の判断の時点については後の出願の日又は時ではなく先の出願の日又は時になされたものとして扱い、先の出願の日と後の出願の日の間になされた他人の出願等を排除し、又はその間に公知となった情報によっては特許性を失わないという効果を有します（特41(2)）。

後の出願に係る発明のうち先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）又は図面に記載されている発明について先の出願の日又は時に提出されたものとみなされる具体的適用条文は次のとおりです。

(イ) 新規性、進歩性（特29）

(ロ) いわゆる拡大された先願の地位（特29の2）

(ハ) 新規性喪失の例外（特30(1)(2)）

(ニ) 先願主義（特39(1)(2)(3)(4)）

(ホ) 特許権の効力の及ばない範囲（特69(2)②）

(ヘ) 他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠等との利用又は他人の意匠権若しくは商標権との抵触の関係（特72）

(ト) 先使用による通常実施権（特79）

(チ) 意匠権の存続期間満了後の通常実施権（特81、82(1)）

- (リ) 生産方法の推定（特104）
- (ヌ) 訂正の審判（特126(7)）

3. 先の出願の取下げ等

- (1) 先の出願は、その出願の日から1年4月（平成27年3月31日までにされた特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願にかかる先の出願の場合は1年3月）を経過した時に取り下げたものとみなされます（特42(1)）。
- (2) 特許出願等に基づく優先権の主張は、先の出願の日から1年4月（平成27年3月31日までにされた特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願の場合は1年3月）を経過した後は、取り下げることができません（特42(2)）。
- (3) 特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から1年4月（平成27年3月31日までにされた特許出願等に基づく優先権の主張を伴う特許出願の場合は1年3月）以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなされます（特42(3)）。

4. 特許出願等に基づく優先権の主張の手続（特41(4)）

- (1) 特許出願等に基づく優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面（以下「優先権主張書」という。）を優先日から1年4月の期間が満了する日又はその特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間を除く。）に提出しなければなりません。ただし、分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願においては、上記優先日から1年4月、もとの出願の日から4月又は新たな出願の日から1月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。）になります。また、先の出願の日から1年以内に出願することができなかつたことについて正当な理由があるときにする特許出願については、当該正当な理由がないものとした場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後2月以内となります（特41(4)、特施規27の4の2(1)、(3)①②③）。

「優先権主張書」（特施規27の4、様式第36の2）の「【優先権の主張】」の欄の次に（様式第36の2備考1に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とします。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記載します。

なお、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を必ず記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載します。

また、当該特許出願の願書の「【代理人】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権の主張】」

の欄を設け、当該事項を記載して「優先権主張書」の提出を省略することができます（特施規27の4(3)）。

(2) 優先権の回復（特41(1)①括弧書）

先の出願の日から1年以内に出願をすることができなかつたことについて正当な理由がある場合に優先権を主張しようとするときは、特許願の【手数料の表示】の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載して、当該正当な理由がないものとした場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後2月以内に出願するとともに、先の出願の日から1年以内に出願をすることができなかつた理由を記載した回復理由書も併せて先の出願の日から1年2月以内に提出しなければなりません（特施規27の4の2(4)）。回復理由書には、正当な理由があることを証明する書面を添付して提出しなければなりません（特施規27の4の2(5)）。

(2) 分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願において、原出願で提出された「特許出願等に基づく優先権を主張する旨及び先の出願の表示を記載した書面」は、新たな特許出願と同時に提出されたものとみなされます（特44(4)、46(6)、46の2(5)）。

※平成26年改正法が平成27年4月1日に施行され、特許法第41条第1項1号括弧書きの救済規定及び同条第4項に規定する優先権主張書の手続期間が新たに規定されましたが、平成26年改正法施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、従前の例によります（平成26年改正法附則第2条）。

※特許法第42条1項の先の出願の取下げの規定は、平成26年改正法の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした先の特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権主張の基礎とした先の特許出願については、従前の例によります（平成26年改正法附則第2条）。

※特許法第42条第2項及び同条第3項の優先権の主張の取下げ及び優先権の主張を伴う特許出願の取下げの規定は、平成26年改正法の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、従前の例によります（平成26年改正法附則第2条）。

[記載例] (優先権主張書を提出し、先の出願に基づく優先権主張を行う場合)

【書類名】	優先権主張書
(【提出日】)	平成 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0
【特許出願人】	
	・
	・
【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 5
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 X 丁目 X 番 9 号
【弁理士】	
【氏名又は名称】	特許 芳郎
【優先権の主張】	
【先の出願に基づく優先権主張】	
【出願番号】	特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0
【出願日】	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※ 優先権主張書はオンライン手続で行うことはできません。

[記載例] (特許願の願書に先の出願に基づく優先権を主張する旨を記載する場合)

【代理人】	
【識別番号】	1 0 0 0 0 1 2 3 5
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関 X 丁目 X 番 9 号
【弁理士】	
【氏名又は名称】	特許 芳郎
【先の出願に基づく優先権主張】	
【出願番号】	特願 2 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 0
【出願日】	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	0 0 1 9 3 1)
(【納付金額】)	1 4 0 0 0)